

監査の指摘に対する状況

No.	区分	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	R 3 定期監査	環境保全課	現金出納簿の整備が適切でなかったもの 現金出納簿について、出納状況を明らかにするうえで必要な項目（繰越額・調定額・払込額等）に記載誤りが見受けられた。 記載内容の確認を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。	注意	現金出納簿の記載誤りについては該当箇所を訂正しました。 現金出納簿の記載内容、特に年度当初の繰越額等について確認を徹底します。 また、出納報告書提出時（月1回）においても再度現金出納簿の記載内容を確認するなど、再発防止に努めます。	措置済
2	R 3 定期監査	クリーンセンター	行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの 職員等駐車場（使用期間9月1日から9月30日まで）に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が10月30日に設定されていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適切な納入期限を設定されたい。	注意	行政財産目的外使用料徴収については、使用の許可を受けたときに徴収するなど課内職員に周知しました。 今後は、春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づき適正な事務の執行に努めます。	措置済
3	R 3 定期監査	クリーンセンター	契約関係書類の確認が適切でなかったもの クリーンセンターガラスびん有効利用業務委託に係る契約書について、記載誤りにより見積合わせの結果と異なった単価で契約書が作成されていた。 契約書の作成に当たっては、春日井市契約規則に基づき適正な事務処理を徹底するとともに、チェック機能の強化を図られたい。	注意	見積合わせの結果に基づく単価により、契約業者と協議の上、精算を終えています。契約書の作成については、複数の職員での確認を徹底するなど確認体制の強化を図りました。 今後は、契約書の作成はもとより契約事務全体について、春日井市契約規則に従い、不備がないよう適正な事務の執行に努めます。	措置済
4	R 3 施設監査 (公園)	公園緑地課	電気設備の管理が適切でないもの トイレの電気配線ボックスが破損していた。 感電等の事故の発生が懸念されるため、早急な対応をされたい。 (不二公園)	注意	直ちに破損箇所の修繕を行いました。今後は電気設備についても十分点検を行い、適切な施設管理に努めます。	措置済